R7.4.16 時点

# 令和７年度地域公共交通経営改善支援事業費補助金

# 申請者用Ｑ＆Ａ

## 目次


**1　申請全般に関する質問** ..... 2

Q1 本補助金の申請対象者は？ ..... 2
Q2 申請にはどのような書類が必要ですか？ ..... 2
Q3 経営改善計画書とはどのようなことを記載するのですか？ ..... 2
Q4 補助金の申請書類はどのような方法で提出できますか？また、申請の開始時期、締切はいつですか？ ..... 3

**2　対象事業に関する質問** ..... 3

Q5 補助対象となる事業はどのようなものですか？ ..... 3
Q6 既に着手している事業でも補助対象になりますか？ ..... 3
Q7 他の補助金や助成金と併用できますか？ ..... 4
Q8 事業内容が変更になった場合はどのような手続きが必要ですか？ ..... 4
Q9 事業を中止する場合はどのような手続きが必要ですか？ ..... 4

**3　補助金の内容・金額について** ..... 4

Q10 補助金に上限額はありますか？ ..... 4
Q11 補助金はいつ、どのように支払われますか？ ..... 4

**4　採択後・実績報告について** ..... 5

Q12 実績報告はいつまでに行えばよいですか？ ..... 5
Q13 領収書や証拠書類は必要ですか？ ..... 5
Q14 令和８年２月 28 日までに機器が納品されず、支払が完了しなくても、交付決定されていれば、補助金は交付されますか？ ..... 5

# 1　申請全般に関する質問

## Q1 本補助金の申請対象者は？

Ａ１　申請する事業によって、下記の事業者が申請可能です。

〇ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業

：県内の地域鉄道事業者、県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者。

〇バス運転士緊急確保支援事業

：県内に営業所を有する乗合バス事業者及び貸切バス事業者。

ただし、一の事業者において乗合バス事業と貸切バス事業の両方を行っている場合、申請は２事業分を合わせて一回のみ可能です。

## Q2 申請にはどのような書類が必要ですか？

Ａ２　申請に当たっては、申請する事業に応じて、次の書類が必要です。

〇ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業

・地域鉄道事業者　交付要項別表第１の３、４

・乗合バス事業者　交付要項別表第２の３、４

・タクシー事業者　交付要項別表第３の３、４

〇バス運転士緊急確保支援事業

・乗合バス事業者及び貸切バス事業者　補助金交付申請書（様式第１号）

・乗合バス事業者　交付要項別表１の３

・貸切バス事業者　交付要項別表２の３

## Q3 経営改善計画書とはどのようなことを記載するのですか？

Ａ３　経営改善計画書には、鉄道事業、バス事業、タクシー事業における課題やそれに対する取組状況、今後実施する対応策の方針や内容、スケジュールについて、簡潔に記載してください。

様式は任意で結構ですが、県においてひな型を作成しておりますので、参考までに御確認ください。なお、既に類似の資料を作成されている場合は、経営改善計画書に代えて提出することも可能です。

【お知らせ】

県中小企業課（後日リンク掲載します）や公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構では、県内中小企業等の持続的な賃上げの実現や、中小企業における経営などに関する様々な課題に対して専門家が助言を行う事業を実施しています。

県ＨＰにもリンクを掲載しますので、こちらも参考までにご覧ください。

Q4 補助金の申請書類はどのような方法で提出できますか？また、申請の開始時期、締切はいつですか？

Ａ４　県ＨＰにてお知らせいたします。
ホーム ＞ くらし・環境 ＞ 交通 ＞ 公共交通
＞ 地域公共交通経営改善支援事業費補助金について
https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kikaku3-kotsu/bus/2025shien/dxgx.html

---

## ２　対象事業に関する質問

Q5 補助対象となる事業はどのようなものですか？

Ａ５　各事業において、下記のような事業が対象経費となります。なお、各事業を行うためにかかった申請者の人件費、旅費は対象外です。

○ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業

ＤＸによる業務効率化やＧＸによる省エネ化に係る経費を補助します。

（例）

・地域鉄道事業者：鉄道施設遠隔管理システム、駅舎のＬＥＤ照明化　等
・乗合バス事業者：運行計画作成システム、遠隔点呼システム　等
・タクシー事業者：配車アプリ、ハンディー型キャッシュレス端末　等

なお、国土交通省のＤＸ・ＧＸ補助金の対象システム等や、バス、タクシー事業者においては、国土交通省の「デジタル化の手引き」に記載のあるシステム等も対象となり得ますので、県ＨＰに記載の問合せ先まで、事前にご相談ください。

【参考】令和７年度 交通ＤＸ・ＧＸ補助金事業 － 国土交通省
バス・タクシー事業者向け「デジタル化の手引き」について － 国土交通省

○バス運転士緊急確保支援事業

バス運転士の採用広報に係る経費を補助します。

（例）

・バス運転士確保のためのイベントの開催・参加（出展）、広報資料の作成、出稿、採用サイトへの掲載　等

Q6 既に着手している事業でも補助対象になりますか？

Ａ６　交付決定前に着手する場合は、交付要項第 10 条の規定により、交付決定前事前着手届（様式第３号）を提出してください。ただし、事業の着手は、令和７年４月１日以降に注文書等を出したものに限ります。提出方法は、Ａ４を参照願います。

### Q7 他の補助金や助成金と併用できますか？

Ａ７　本事業においては、他の補助金や助成金との併用について制限はしておりません。ただし、他の補助金や助成金の交付決定を受けた場合、その交付決定額と本事業の交付額が事業費を超えない範囲で交付します。

### Q8 事業内容が変更になった場合はどのような手続きが必要ですか？

Ａ８　交付決定後に、補助対象事業の内容に変更が生じる場合は、交付要項第 12 条の規定により、補助金変更承認申請書（様式第５号）を提出してください。
　提出方法は、Ａ４を参照願います。

### Q9 事業を中止する場合はどのような手続きが必要ですか？

Ａ９　交付決定後に、補助事業を中止しようとするときは、交付要項第 13 条の規定により、補助金中止承認申請書（様式第７号）を提出してください。
　提出方法は、Ａ４を参照願います。

---

## ３　補助金の内容・金額について

### Q10 補助金に上限額はありますか？

Ａ10　補助金の交付額は、事業費の２分の１としておりますが、各事業によって上限額があります。

○ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業
- 地域鉄道事業者：上限 2,500 万円／１事業者
- 乗合バス事業者：上限 1,500 万円／１事業者
- タクシー事業者：上限　　6 万円／１台

○バス運転士緊急確保支援事業
- 乗合バス事業者：上限 1,500 万円／１事業者
- タクシー事業者：上限　　6 万円／１台

### Q11 補助金はいつ、どのように支払われますか？

Ａ11　交付決定を受けた事業が完了した場合は、Ａ12 のとおり実績報告をいただいた後、審査を行い、交付額を確定します。その後、ご指定の口座にお振込みします。

---

## 4　採択後・実績報告について

### Q12 実績報告はいつまでに行えばよいですか？

A12　交付決定を受けた事業が完了した後 20 日以内又は令和 8 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）にて実績報告を行ってください。
提出方法は、A 4 を参照願います。

### Q13 領収書や証拠書類は必要ですか？

A13　A12 の実績報告では、事業開始日が確認できる書類（発注書等)、事業完了日が確認できる書類（領収書等)、導入システム等の写真などの添付が必要です。なお、事業開始日はシステム等の発注を行った日、事業完了日はシステム等の代金の支払いが完了した日を指します。

### Q14 令和 8 年 2 月 28 日までに機器が納品されず、支払が完了しなくても、交付決定されていれば、補助金は交付されますか？

A14　交付決定されていても、令和 8 年 2 月 28 日までに支払いが完了していないものについては交付対象外になります。